八代市
YATSUSHIRO

令和８年熊本地震で被災した家屋等の解体・撤去について

― 公費解体・自費解体 申請のご案内 ―

令和８年熊本地震で壊れた家屋等を、市が解体・撤去します
ご自分で解体する方も、費用が戻ります（全額とは限りません）

対象となる方

＜以下の条件をすべて満たしている方＞

1. **り災証明書で半壊以上**（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の被害と判定された**住家の所有者**、または、被災証明書を取得し、公費解体もしくは自費解体申請後に行う現地調査の結果、半壊以上と判定された**非住家の所有者**
2. **令和8年7月28日時点**において、当該家屋等の所有者である方

対象となる建物

住家（お住まいの家）

非住家（空き家・店舗・倉庫等）

※非住家は被災証明書に加えて市の判定が必要です

対象範囲

倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等の全体が対象です。
一部だけの撤去はできません。
塀・よう壁・樹木等は原則対象外です。

※解体工事の支障となる場合は撤去することがあります（原型復旧は不可）。

【参考】
公費解体対象建造物等
イメージ

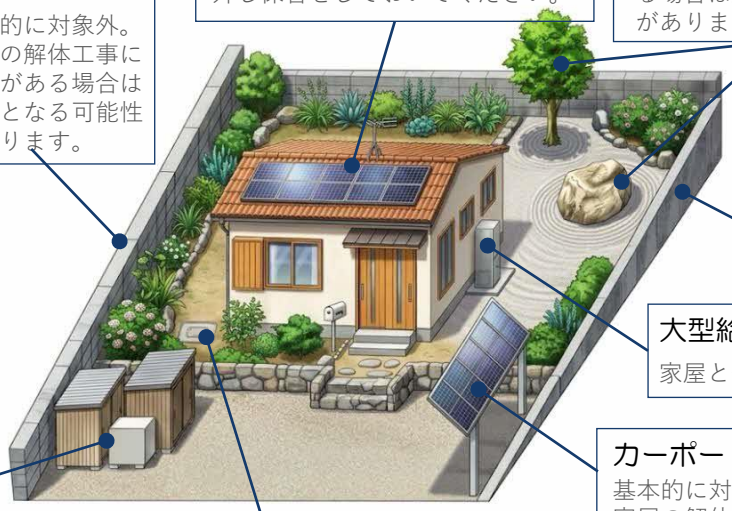

ブロック塀
基本的に対象外。家屋の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性があります。

ソーラーパネル・アンテナ
家屋と一体的に撤去可能。
使用継続する場合は所有者が取り外し保管をしておいてください。

庭木・庭石
基本的に対象外。
家屋の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性があります。

よう壁
基本的に対象外。

大型給湯器
家屋と一体的に撤去可能。

カーポート・車庫
基本的に対象外。
家屋の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性があります。

物置・倉庫など
基本的に対象外。家屋の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性があります。

浄化槽・便槽
家屋と一体的に解体する場合のみ撤去可能。（管は撤去しない）災害以前に使用を中止し、埋設されているものは対象外です。客土はしません。

公費解体 自費解体について

公費解体

申請に基づき、市が家屋等を解体するもの
○ 原則、費用負担が発生しない
△ 解体が申請後になるため時間がかかる

自費解体

自ら負担した解体費用を市が払い戻すもの
○ 解体を迅速に行える
△ 全額が払い戻されない場合がある

どちらかの方法が選べます

進め方については裏面へ

申請をご検討の方に行っていただくこと

① 予約する（Web または 電話）

申請には予約が必要です。

ご相談のみのご予約も承ります。
お気軽にご予約下さい。

予約方法

Web予約　9/18(金)～
https://logoform.jp/form/zis6/1760174

予約フォーム

電話予約　9/24(木)9:00～

☎ 0965-37-7550

② 書類をそろえる

り災・被災証明書(写し)と申請様式を準備します。

ご相談のみの方は、不要です。

申請様式の入手方法

- ■ 八代市役所 本庁舎
- ■ 千丁支所　■ 鏡支所
- ■ 八代市環境センター(エコエイトやつしろ)管理棟

※市ホームページからもダウンロードできます

市のホームページ

③ 予約した日時に、窓口で申請・相談する

受付は対面のみです。

申請の受付期間・場所

申請受付　9/28(月)～3/31(水)

申請場所　八代市環境センター（エコエイトやつしろ）
八代市港町299番地 管理棟２階

お手続きは、次のような流れで進みます

公費解体

事前予約

対面申請

現地立ち会い

解体実施

工事完了

自費解体

まずは
市に相談 ※

被災程度の確認
見積・契約
工事発注

工事完了
申請書類の準備

市へ申請予約
対面申請

審査・償還額決定
市へ請求書提出
費用償還

※費用の払い戻しには、いくつかの条件があります。（例）被災証明（非住家）の場合は、市の現地調査による対象可否の判定が必要です。解体を進める前に、まずは市にご相談ください。

お問合せはこちら

八代市公費解体予約・問合せ専用窓口

☎ 0965-37-7550

平日（開庁日）9:00～17:00

＜特別開設日＞
令和８年10月4日(日)、11日(日)、18日(日)、25日(日)

※窓口営業の曜日や時間帯は、市のホームページやSNSにて、最新情報をご確認ください

詳しい内容は、市のホームページでご確認ください

https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00327083/index.html

市のホームページ